

# 豊岡市地域福祉計画の取組状況一覧 概要版

一人ひとりがつながり ともに創る安心な地域 豊岡  
~いのちへの共感に満ちた福祉のまちづくりに向けて~

## 【基本目標 1】

### 住民の主体的な地域づくり

【基本方針 1】：地域での支え合い活動

【基本方針 2】：協働ですすめる地域福祉

【基本方針 3】：住民参加の促進

## 【基本目標 2】

### 総合的な相談・支援体制づくり

【基本方針 4】：相談支援体制の推進

【基本方針 5】：連携の推進

基本目標1：住民の主体的な地域づくり

## 基本方針1：地域での支え合い活動

基本方針1では、住民の主体的な活動の推進に向けて、身近な課題を発見し、互いの支え合い、ネットワークで受け止め解決するための話し合いの場を持ち、住民ができる各種取組みを専門機関と協働して取り組むことを目指しています。

### 基本施策①：地域の支え合い・見守り活動の推進

基本施策1「地域の支え合い・見守り活動の推進」のための主要施策は、①支え合いの地域づくりの推進、②地域主体の公共交通の推進の2つです。

支え合いの地域づくりとして、各行政区単位で集いの場（サロン・ふれいあ喫茶、玄さん元気教室）の立ち上げが広がり、集いの場の立ち上げとともに、見守り活動や住民同士で地域課題について話し合う機会（見守り会議・福祉委員会）も広がりを見せています。地域活動の広がりにあわせて、民生委員における見守り・訪問活動（福祉票作成、こんにちは赤ちゃん訪問等）も重点的に行われています。

また、地域交通を活かしてイナカーラ（継続に向けて）や全但バスによる交流事業（イナカーウォーキング等）も実施される等、住民による交通への取組も実施されています。

この様な活動については、市保健師や市社協職員等が、住民活動に参加し、課題等について支援・助言することで、活動支援と課題の早期発見・対応に務めました。

今後も住民活動の拡大に向けては、今後も引き続き啓発・支援していくことで、住民活動への理解と活動の広がりを目指していきます。

○集いの場（サロン、喫茶、玄さん体操）：220カ所（重複した活動有）

○見守り会議（福祉委員会）：86カ所

（H29.12月末現在）

### 基本施策②：心身の健康づくり・介護予防

基本施策2「心身の健康づくり・介護予防」のための主要施策は、①住民主体の効果的な健康づくりの推進です。

健康づくり・介護予防として、市全体で「玄さん元気教室」が取り組まれており、実施団体も100団体を超えるなど、各行政区での自主的な活動が行われています。活動への支援としては、健康まちづくり指導員を養成し、玄さん元気教室等を含む健康づくりへの展開を図るとともに、市民への健康意識の向上に向けて健康・環境ポイント制度の強化を行いました。

市保健師や市社協職員についても、定期的に活動に参加し、課題等について支援・助言することで、活動支援と課題の早期発見・対応に務めました。今後も玄さん元気教室をさらに拡充（H30年度：目標175団体）していくために、新規拡充と継続支援を行っていきます。

○玄さん元気教室：132団体

○健康・環境ポイント：5,566人加入

（H29.12月末現在）

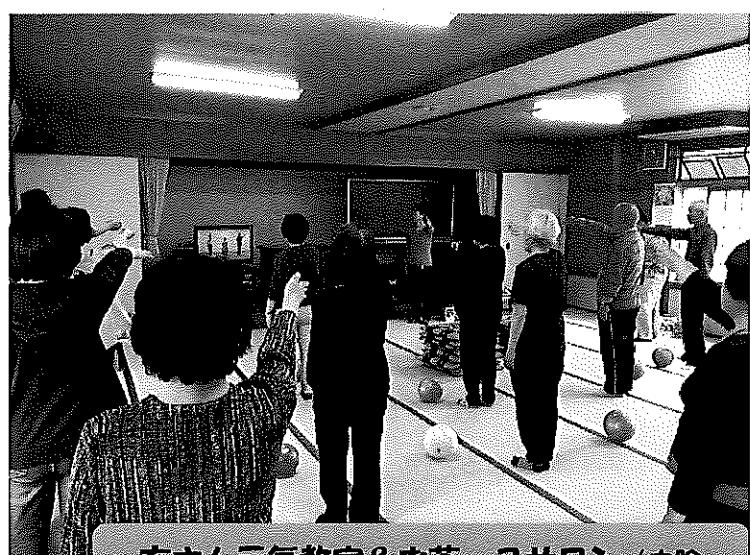
**基本施策③：安全な地域のための環境整備の推進**

基本施策3「安全な地域のための環境整備の推進」のための主要施策は、①地域防犯活動の充実・強化です。

地域での防犯活動の推進に向けては、消費者被害や犯罪防止に向けた啓発活動（出前講座、ホームページ、ガイドブック等）を重点的に実施し、市消費生活センター（くらしの相談室）や但馬消費生活センター等の各種相談センターでも相談対応や啓発を行うことで、市全体の防犯意識の向上に務めました。



塩津水曜力フェ（塩津区）



玄さん元気教室&お茶っこサロン（中陰

基本目標 1：住民の主体的な地域づくり

## 基本方針 2：協働ですすめる地域福祉

基本方針 2 では、基本方針 1 「住民の主体的な地域づくり」をさらに推し進めるために、地域の課題に応じた様々な取組みを、住民を始め事業所や団体、また行政、社協が協働して進めることで、住み慣れた地域で最期まで暮らせる環境づくり（地域包括ケアシステム等）を目指しています。

### 基本施策①：高齢者社会を見えた地域づくり

基本施策 1 「高齢者社会を見えた地域づくり」のための主要施策は、①生活支援サービスの充実・強化、②支え合いサービス事業の推進の 2 つです。

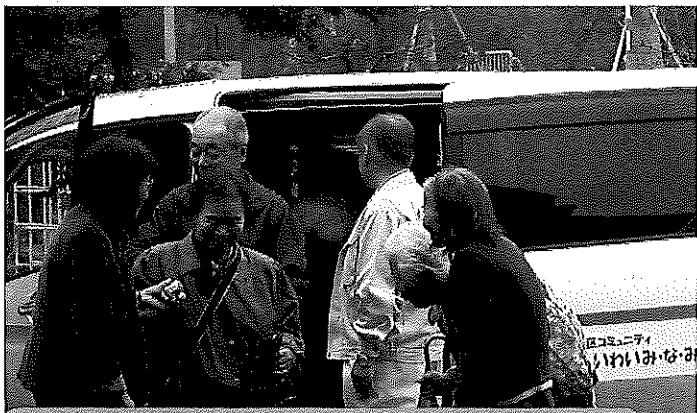
専門職である生活支援コーディネーター 6 名（介護保険制度上で地域づくり推進）を中心となり、高齢者が住み慣れた地域で暮らせる環境整備として、住民による地域課題の解決力を強化する取組みを行ってきました。具体的には、地域課題の解決に向けて、地域コミュニティ組織の協議の場に参画（延べ 382 回）し、住民同士の話し合いの場の支援を行うことで、地区単位での住民主体の新たな活動へと展開してきています。また、地域福祉活動の必要性についても、広報紙や地域活動映像の作成、地域福祉研修会などで周知を行うことで、住民への理解・啓発を繰り返し実施しています。

しかし、新たな活動等を実施していくには、住民の理解や取組み意識の向上等が必要ですが、地域の意向に添った支援を行う必要があるため、全地域を画一的に進めることができていません。一方で、高齢者の増加に伴い今後予想される課題も多く、住民を含め広く地域における様々な関係機関との連携を進め、多くの地域で住民主体の活動を進めて行きます。

この様な取組み・啓発活動が、現在、旧地区公民館単位で実施されている支え合サービス事業（未実施地域が 2 / 3）の拡大や地域における生活支援へつながっていくと考えています。

#### 【具体的な活動】

- 八条サロン・施設ここのか（八条）、憩いの場ミドリヤ（豊岡）、医療キット独自チラシ（中筋）、なぎさカフェ（奈佐）、みんなのカフェ（城崎）、喫茶よつば・ささえ愛通所事業わいわいみ・な・み（竹野南）、喫茶元気かえ～（中竹野）、生活支援まごのて活動・ふれあいカフェ（西気）、レインボーカフェ（清滝）、すまいるカフェ（弘道）、喫茶はにの里（菅谷）、生活支援まごのて活動・買い物ツアー（合橋）、生活支援まごのて活動・ふるさと便り・医療キット独自チラシ（資母）、空き店舗活用 いこいの杜（高橋の拠り所）・ささえ愛通所事業ゆうゆうくらぶ
- 地域福祉研修会：11回（中筋、田鶴野、新田、三江、竹野南、国府、西気、福住）
- 支え合いサービス事業：生活支援事業実施力所数 8 力所（H29 年新規 1 力所）、通所介護事業実施力所数 10 力所（H29 年新規 4 力所）



通所事業わいわいみ・な・み（竹野南区）



認知症ひとり歩き声かけ保護訓練（岩中区）

## 基本施策②：要援護者・認知症高齢者等に対する支援

基本施策2「要援護者・認知症高齢者等に対する支援」のための主要施策は、①多職種間ネットワークによる重層的な見守り体制の推進です。

市全体で取組む重層的な見守り体制の構築に向けては、市施策「高齢者見守りネットワーク」「認知症高齢者等見守り・SOS ネットワーク」「緊急通報システム・救急医療情報キット」の普及・啓発を行うことで、地域での見守り・声かけ活動の補完的な取組みとして広げていきました。しかし、実際には協力事業所や加入者の数は増えていないため、今後も引き続きさらなる啓発活動を行っていきます。

また、地域課題として取り上げられる認知症についても、認知症の方が地域で生活できる環境づくりを目指し、住民への認知症理解と認知症に伴う地域活動を行いました。認知症理解としては「認知症サポーター養成講座（フォローアップ講座）」を学校（小学校・中学校等）や地域で行い、また認知症に伴う活動については、認知症について悩み等を相談する「認知症カフェ」や地域で認知症ひとり歩きについて考える「認知症ひとり歩き声かけ保護訓練」を実施する等、認知症に関する活動の展開を図りました。

高齢者の相談窓口として地域包括支援センターがあり、今後も引き続きこれらの施策をさらに推進していくことで、地域での見守り活動を進め、早期に相談・対応できるようにしていきます。

- 高齢者見守りネットワーク協力事業所：289件（H29年新規事業所なし）
- 認知症高齢者等見守り・SOS ネットワーク事業：125人（一件発見実績あり）
- 緊急通報システム：484件 救急医療情報キット：210件（H29年新規）
- 認知症サポーター養成講座：計32回延べ746人
- 認知症カフェ：7カ所
- 認知症ひとり歩き声かけ保護訓練：3カ所（下陰区、岩中区、竹野南地区）

（H29.12月末現在）

## 基本施策③：災害からいのちと暮らしを守る地域づくり

基本施策3「災害からいのちと暮らしを守る地域づくり」のための主要施策は、①自主防災力の強化です。

自主防災力の強化に向けては、災害時要援護者登録制度を啓発し、登録に伴う個別支援計画の策定を各行政区単位で進め、また各地域で防災ワークショップを進めることで、災害時に地域で備え対応する仕組みを整えていきましたが、今後さらに個別支援計画策定等の一層の広がりが必要であると考えています。また、災害時に限らず、平時の見守り活動（集いの場（サロン・ふれあい喫茶）・支え合いマップ等）についても、災害時に地域で対応する点を日常的に啓発することで、平時から災害時を意識した取組みの強化を行いました。

平時の見守り活動（集いの場・支え合いマップ等）の拡充を図り、災害時の補完的な取組みとして災害時要援護者登録・個別支援計画作成を進めることで、防災力強化に向けた支援を継続します。また、災害時の対応については、災害ボランティアセンターの開設整備や要援護者の福祉避難所への避難行動に対する周知も徹底していきます。

- 災害時要援護者登録者数：4,400人（個別支援計画策定数：103自治会計画策定（策定率28.7%））
- 防災ワークショップ・出前講座等：72回

（H29.12月末現在）

## 基本目標1：住民の主体的な地域づくり 基本方針3：住民参加の促進

基本方針3では、住民参加の地域づくりの推進を目指して、地域での担い手の育成や情報発信、多様な主体が活動できる環境整備への取組みを目指しています。

### 基本施策①：地域の担い手の育成

基本施策1「地域の担い手の育成」のための主要施策は、①地域の担い手の発掘と支援、②ボランティア活動・福祉学習の推進の2つです。

地域の担い手支援（ボランティア、地域活動者支援）に向けては、市や市社協の各課が各種出前講座や地域福祉研修会等を実施する中で、地域課題の提起を行い、地域活動の必要性について啓発を行いました。地域での福祉活動の中心でもある民生委員、民生協力委員、福祉委員についても旧市町エリアで様々な研修を行い、特に3委員を含む地域住民が連携して地域づくりを進めて行くことへの啓発を行っています。また、ボランティア・市民活動センターを中心にボランティア活動の調整や、小学生から高校生・短大生といった学生に対して福祉学習や福祉について啓発する機会を設けています。

このような取組みから地域における集いの場・見守り等の具体的な活動の担い手や、学生による福祉活動につながることもありましたが、研修等については地域全体に対して画一的に進めることができないため、地域に合わせたかたちでの効果的な研修を進めることができます。

今後も民生委員、民生協力委員、福祉委員を含む地域の住民に対して、広く啓発活動を実施していくことで人材の養成や具体的な活動へと結び付けていくことに取り組みます。

### 基本施策②：情報発信・啓発による住民活動の促進

基本施策2「情報発信・啓発による住民活動の促進」のための主要施策は、①情報発信・啓発の推進、②福祉の情報提供と周知の推進の2つです。

市や市社協等の広報紙やホームページ、行政無線・メール等を通じた情報発信や、関係各課から発行される情報紙やガイドブック等を通じて、広く市民に対して啓発活動を行っています。特に、市民への関心を高めるために、社協では善意銀行への理解・PRをかねて、福祉車両のラッピングデザインを学生等、市民に対して広く募集することで間接的な地域活動への参加・啓発の機会とし、広報紙の表紙等もひきこもり相談支援センターで支援を受けている方（青茶さん）に描いてもらう等、市民が地域福祉に興味関心を持てるような工夫を行っています。しかし、一定の効果を図るために、情報についてはタイムリーにタイミング良く情報を発信することが肝要であるため、今後はさらなる発展を目指していきます。

### 基本施策③：人権が尊重されるまちづくりと多文化共生

基本施策3「人権が尊重されるまちづくりと多文化共生」のための主要施策は、①人権教育・啓発の充実、②ソーシャルインクルージョン（社会的包括）への取組み検討、③ユニバーサルデザインのまちづくりの推進の3つです。

「豊岡市いのちへの共感に満ちたまちづくり条例」に定める市民一人ひとりを尊重するまちづくりを目指して、人権教育や人権相談の実施、高齢者や障害者等にもわかりやすい情報提供（災害時の情報提供）に務めることで、誰もが広く情報を知り、取組む環境整備を行ってきました。また、情報発信だけではなく、市本庁や振興局といった公共施設等のハード面に関しても、使用しやすくわかりやすい環境整備を行っています。

一方で、多文化共生に向けた働きかけについては、今後市民一人ひとりへの理解・啓発が必要なことからも、模範となる市職員が理解することや、福祉学習等での学生への啓発等を進めて行きます。



民生委員研修（豊岡地域）



地域福祉研修会（中筋）

## 基本目標 2：総合的な相談・支援体制づくり 基本方針 4：相談支援体制の推進

基本方針 4 では、専門機関における相談体制の充実を目指して、専門窓口の充実や専門同士の連携・ネットワークの構築を行っています。市社協は、総合相談・生活支援センター、障害者基幹相談支援センター、地域包括支援センターの 3 センターを統括する「総合相談センター」を設置し、効果的でタイムリーな支援体制の確立を目指しています。

### 基本施策①：総合相談によるネットワーク支援体制の充実

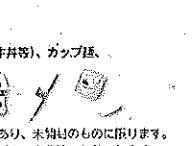
基本施策 1 「総合相談によるネットワーク支援体制の充実」のための主要施策は、①総合相談・生活支援センターの運営です。

総合相談・生活支援センターでは、地域の複合的な課題や制度では対応できない課題に対して、関係機関や地域住民、企業と連携・相談しながら支援を行っています。具体的には、関係各課と連携し、複合多問題世帯への支援を行う中で、制度やサービス等の柔軟な対応や新たなサービス・取組みによる支援の展開等を進めています。また、生活困窮者支援に向けたネットワークづくりを「豊岡市総合相談支援ネットワーク推進協議会」で進めることで早期発見・対応の体制づくりを行っています。

この様な活動から新たな取組みとしては「緊急食料支援事業（フードバンク事業）」を市内企業や住民の協力のもと開始し、緊急的かつ速やかに食料を提供することで自立に向けた支援へつなぎ、また就労支援のあり方についても協議を行う中で、今後の就労支援についても協議を行っています。

地域を含め、困窮者等の早期発見・対応に向けた支援ネットワークづくりについては、さらなる拡充や支援体制の充実（支援プログラム等）も必要であるため、専門機関や企業等の関係機関とともに支援を進めています。

○新規相談件数:71 件、相談件数:267 件、計画作成件数:13 件、就労件数:21 件(上半期)



【フードデイ】 毎月1日をフードデイと定めました。直営の販売をお願いします。（※1日以上・日・祝日の場合は、翌営業日）

（※ノードデイの場合は、もしくは受け入れています）

【受付先】 豊岡市社会福祉協議会 本所および各支所

豊岡市総合相談・生活支援センター



【お問い合わせ先】  
豊岡市総合相談・生活支援センター「よりそい」  
生 開 周 月 月 12~12  
休 開 0796-23-1940  
開 0796-8時30分~17時30分  
(土・日・祝祭日を除く)

とよおかのふくし  
版 2007年2月25日



市民からの提供食料等

## 基本施策②：高齢者の総合的な支援体制の充実

基本施策2「高齢者の総合的な支援体制の充実」のための主要施策は、①高齢者の支援体制の推進です。

高齢者の総合相談窓口として地域包括支援センター（3センター・2分室）では、高齢者のさまざまな課題について相談に応じ、制度・サービスの活用、地域住民、関係機関等と連携し、高齢者の安定した在宅生活の支援を行っています。

具体的には、高齢者の相談支援を行う中で、高齢者の自立した在宅生活を目指して「自立支援型地域ケア会議(36回開催)」を新たに開始し、旧市町エリアを単位に多職種で高齢者の支援内容を検討することで、高齢者が在宅で暮らせる環境整備を進めました。併せて、基本目標1「住民の主体的な地域づくり」を地域包括支援センターも協働で進めることで、地域で高齢者の個別の相談を受け止め、解決するための「個別ケア会議」を地域住民と実施しましたが、在宅での生活実現・継続に向けては、集いの場や見守り活動等の住民活動の広がりも必要であり、地域住民等に広く地域包括支援センターを周知し、関係機関とも連携することで、高齢者の課題解決とあわせた地域づくりや住民活動の支援を進めています。

○相談件数: 13, 192件、計画作成件数: 6, 252件（上半期）

## 基本施策③：障害者の総合的な支援体制の充実

基本施策3「障害者の総合的な支援体制の充実」のための主要施策は、①障害者の支援体制の推進です。

障害者の総合相談窓口として障害者基幹相談支援センターでは、障害者の課題に対して相談に応じ、障害者が地域で暮らし続けられるように関係機関や地域住民と協働しながら支援を行っています。また、障害者虐待防止センターとして障害者虐待に対する支援も市と市社協で連携して実施しました。

具体的には、障害者の個別の相談支援を行う中で、障害者の地域課題の解決に向けた取組み「障害者自立支援協議会」において関係機関と協議し、現在は3つの部会（せいかつ部会、こども部会、しごと部会）にて具体的な課題について協議を進めています。また、障害者等への理解啓発に向けて、虐待防止に対する啓発活動も実施しています。

今後も、相談窓口の周知・啓発を行う中で、障害者の自立に向けた支援を行うとともに、障害者自立支援協議会における障害者の地域課題の解決に向けた取組みを関係機関と進めて行きます。

○計画相談支援実人数: 305人、相談件数452件、虐待受理件数: 2件（上半期）

#### 基本施策④：子ども・子育ての総合的な支援体制の充実

基本施策4「子ども・子育ての総合的な支援体制の充実」のための主要施策は、①子どもの支援体制の推進、②子育てセンターの運営、③子育て世代包括支援センターの運営、④ファミリー・サポート・センターの運営の4つです。

子ども・子育ての支援については、こども支援センターで学校園等に関する不登校や子どもの発達、子育てに関する相談支援、虐待対応等を行い、要保護児童対策協議会で子どもの家庭状況の情報共有を行う等、学校園、関係機関の連携のもと相談支援を行っています（不登校相談：243件、発達相談：402件）。

特に、子育ての面では、子育て支援の拠点として旧市町エリアごとに子育て（総合）センターを設置し、子育ての相談に応じ、地区コミュニティセンターや地域の公園では交流事業（おでかけ広場・そとあそび広場）を行ったり、地域のボランティアによって子育てサークルが実施される等、子育て支援を進めています。また、子育て支援の強化として、平成29年度から新たに「子育て世代包括支援センター（おやこ支援室）」「ファミリー・サポート・センター」を設置しました。子育て世代包括支援センターでは、妊娠期から子育て期のワンストップ支援を実施しています。具体的には、妊婦の全数と面談し、その後必要な場合は継続支援や関係機関と連携した支援を行っています（※産前・産後サポート事業）。ファミリー・サポート・センターでは、有償で子どもの預かりなど互いに助け合う事業（相互援助活動）を、コーディネーターを配置し実施しています。両センターともに平成29年度に始まった事業であり、事業充実・啓発については、これからでもあるため、引き続き関係各課と連携しながら事業内容を充実していくことで子育て支援を進めています。

※産前・産後サポート事業：妊婦の相談支援、妊婦・産婦の教室・交流会、宿泊型・訪問型の産後ケア等

#### 基本施策⑤：権利擁護の支援体制の充実

基本施策5「権利擁護の支援体制の充実」のための主要施策は、①日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）の推進、②成年後見支援事業の推進、③消費生活センターの運営、④高齢者、障害者、児童等の各種虐待防止と対応、⑤DV（ドメスティックバイオレンス）対策の推進、⑥障害者差別解消法への取組みの推進の5つです。

権利擁護の支援として、判断能力に不安のある方に日常的な金銭管理や福祉サービス利用援助の支援を実施する日常生活自立支援事業を関係機関と連携を図りながら実施しています（契約件数：73件、間合せ件数：2,987件）。また、成年後見制度について、地域包括支援センターを通じた普及啓発を行うとともに、成年後見制度を円滑に進めるための環境整備（成年後見制度利用の報酬制度）も実施していますが、認知症高齢者や単身世帯の増加等から成年後見制度を必要としている方の増加に対応できていない現状もあり、今後ますます関係機関と連携した制度運用を進めて行きます。消費者被害についても消費生活センターを中心に相談に応じ、また地域等において広く講座や啓発を行うことで、消費被害の未然防止に努めています。

虐待・DV防止に向けた支援については、高齢者、障害者、児童、DV被害者等、それぞれの窓口（地域包括支援センター、障害者基幹相談支援センター、こども支援センター等）において虐待・DV対応を関係機関と連携して実施するとともに、虐待・DVに対する窓口等についてホームページや広報紙で啓発し、事業所・地域を対象とした研修等でも広く啓発を行うことで、早期発見・迅速な対応を目指しています（虐待受付件数：高齢19件、障害2件、子ども26件、DV12件・相談96回）。また、権利擁護に向けた差別への対応として、障害者差別解消法に基づいた各種関係機関への対応等の啓発もあわせて実施することで、虐待・差別について対応を進めています。

**基本施策⑥：こころのケア・相談支援体制**

基本施策6「こころのケア・相談支援体制」のための主要施策は、①こころの相談窓口・ひきこもり相談窓口の運営、②ひとり親家庭への支援の2つです。

ひきこもりや自殺対策等に向けて、こころのケア・相談を行う機会を定期的に設けるとともに、ひきこもりに対する支援や関係機関における協議を若者自立支援対策協議会で実施したり、自殺対策に向けたゲートキーパーの養成研修を専門職等に実施することで、ひきこもりや自殺対策を実施しています。また、課題等を抱え込みやすいひとり親を対象とした相談窓口や事業、支援内容に対する啓発活動を実施することで、ひとり親への支援を進めています（相談回数：447回）。



自立支援型地域ケア会議



権利擁護研修会

## 基本目標 2：総合的な相談・支援体制づくり 基本方針 5：連携の推進

基本方針 5 では、地域住民や各種関係機関が連携をして地域福祉活動を推進していくために地域（圏域）ごとや事業所等における連携の体制づくりやその為の方法等について進めて行くことを目指しています。

### 基本施策①：多様な主体ですすめる地域福祉

基本施策 1 「多様な主体ですすめる地域福祉」のための主要施策は、①行政区圏域における連携の推進、②地区（地区公民館の区域）における連携の推進、③旧市町圏域における連携の推進、④市圏域における連携の推進の 4 つです。

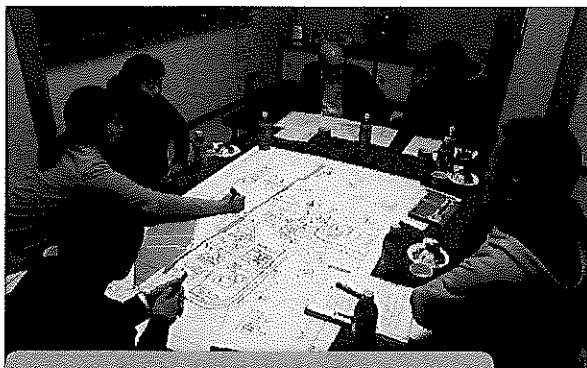
各圏域ごとの連携の場として、行政区圏域では住民が中心となって実施する「見守り会議（福祉委員会）」で身近な地域の課題・見守り状況について協議し、地区圏域（地区コミュニティセンター単位）では、地区全体の課題を協議する地域コミュニティ組織（福祉部）での話し合いや取組みを支援し、旧市町圏域では、自立支援型地域ケア会議や地域福祉推進委員会において行政区や地区で出された課題等について広域的な視点で協議し、市圏域では、障害者自立支援協議会、若者自立支援協議会、自殺対策庁内連絡会議、要保護児童対策協議会、認知症支援ネットワーク会議、介護支援専門員連絡会、介護支援専門員ネットワーク会議、総合相談支援チーム会議等、専門性に特化した課題について協議する等、各圏域に相談を受け止め課題に対応していく仕組みを進めています。

一方で、各圏域における地域課題の集約や解決に向けた連携の体制は不十分でもあり、市全体がネットワークの網の目として課題を受け止め解決できるように、まずは圏域事の協議の場の充実を進めます。

### 基本施策②：各種活動団体の連携と活性化

基本施策 2 「各種活動団体の連携と活性化」のための主要施策は、①社会福祉法人等の事業所や企業による地域貢献の促進、②専門職の人材育成と人材確保、③職能団体の連携促進の 3 つです。

各種活動団体の連携と活性化に向けては、改正社会福祉法で「地域における公益的な取組」が社会福祉法人の責務となり、社会福祉法人が協働して、各種強みを活かして地域福祉を推進できるように、社会福祉法人の地域貢献に向けた連絡会（ネットワーク）の構築に向けて意見交換会及び、協議を進めています（社会福祉法人連絡協議会）。また、企業による地域貢献として緊急食料支援事業（フードバンク）に対する協力や婚活事業（婚活サポート企業）における協力等、法人や企業等が連携して取り組む体制を進めています。



見守り会議(材木区)



地域コミュニティ福祉部(城崎)